

## 今冬の同時流行に備えた診療・検査医療機関の公表・拡充等についての説明会 (20221104)に係るQ&amp;A

No.	項目	質問	回答
1	① 本県の新型コロナウイルス感染症への対応について	患者さんで陽性者登録センターの入力とスタバの入力を混同している例が多数見られます。一本化できるようになりませんか。	<p>発生届の限定（9月26日）以前は、有症状者への抗原定性検査キット配布事業で配送するキット一式に同封されている旧・陽性者登録センター（新型コロナの自己検査にて陽性であった方がキットの写真を送り陽性登録を行うもの）の案内チラシにて、陽性者登録センターの登録とスタンバイパスポートの両方の入力をお願いしていたところでした。そのため、両者が混同しやすい状況が生じていたものと理解しております。</p> <p>発生届の限定以後は、自己検査陽性にて旧・陽性者登録センターに登録する場合及び医療機関でコロナと診断された低リスク者については、スタンバイパスポートの入力は不要となっており、新たに陽性者登録・フォローアップセンターへの登録を促す案内チラシを作成・配布させていただいているところです。</p> <p>それぞれ目的が異なりますので一本化は難しい状況です。</p> <p>少しでも患者様の混乱を防ぐためにも発生届が出る患者にはスタンバイパスポートのチラシを、それ以外の方には陽性者登録・フォローアップセンターのチラシをお配りいただけますようお願いいたします。</p>
2	② 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行について	発熱外来はハイリスク者優先という話がありましたが、県としてコロナキット陰性でありインフルエンザ疑いの低リスク患者は医療機関の受診を控えてもらうという方針でしょうか。	<p>限りある医療資源の中でも高齢者・重症化リスクの高い方に適切な医療を提供するため、「新潟県版・新型コロナウイルス/インフルエンザに感染したかも？と思ったら」を再周知し、新型コロナウイルス抗原定性検査キットや陽性者登録・フォローアップセンター（旧・陽性者登録センター）の活用も検討いただきたいということをお呼びかけていきます。ただし、「新潟県版・新型コロナウイルス/インフルエンザに感染したかも？と思ったら」にも記載があるように、現時点では、かかりつけ医や受診・相談センターへの連絡（受診）を行うことを妨げる呼びかけを行っているものではありません。</p>
3	② 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行について	コロナの患者数が増えているとのことですが、現在、各市町村で患者数の発表はありません。そのため、感染拡大の危機感がありません。市町村での患者数を発表する予定は無いのでしょうか。	<p>発生届の限定（9月26日）以後、毎日の患者数の発表は、各医療機関から年代別患者数の報告をいただいている日次報告を集計したものです。そのため患者様の住所はわからず市町村毎の集計をすることはできません。</p> <p>そこで、少しでも地域の感染状況をお知らせできるように医療機関からの日次報告データをもとに保健所管轄ごとのグラフを作成し県ホームページに掲載しております（毎週金曜更新）。</p> <p>また、全数を把握できるものではありませんが、陽性者登録・フォローアップセンター及び発生届の情報をもとに2週間に1回程度市町村別患者数を公表しています。なお、このデータについては保健所を通じて管内市町村にも共有されています。</p>
4	② 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行について	臨床上コロナが疑わしくなくても、園や学校、職場などの指示で検査を希望され、受診される方が多く対応に苦慮しております。このような患者さんは大規模センターに紹介してよろしいでしょうか。	<p>（広域型）地域外来・検査センターは、先生のご高診が必要ないような状況とご判断されるような有症状者であれば、御案内いただいて構いません。</p> <p>※ 本センターは新型コロナウイルス感染症のPCR検査のみを実施する場所のため、医師はおらず、診断や治療、薬の処方等はできません。</p> <p>※ ドライブスルー方式で検査を行うため、利用対象者は、軽症患者のうち自家用車で来所して、自ら唾液を採取できる人に限ります。</p> <p>上記のとおり、（広域型）地域外来・検査センターは、あくまでも症状のある方を療養につなげることを目的として設置しているため、無症状の方は原則対象外となります。無症状の方については、市販の検査キットを購入すること等を御案内ください。</p>
5	② 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行について	保健所ごとの患者数の週計は県のホームページに公表されていますが、感染拡大ともに、日計を発表していただけないでしょうか。	<p>保健所管轄ごとの患者数の週計については、地域の感染状況（傾向）をお示しする資料として県ホームページに掲載しています。日計ですと、患者数が少ない地域では施設内クラスター等の発生状況により人数の増減が大きいため、地域の傾向を把握するうえでは週計の方が良いと考えておりますのでご理解をお願いいたします。</p>

## 今冬の同時流行に備えた診療・検査医療機関の公表・拡充等についての説明会(20221104)に係るQ&amp;A

No.	項目	質問	回答
6	② 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行について	医療機関の負担を減らすために、インフルエンザ罹患後の治癒証明書、登校許可証を学校側が医療機関に求めることを見直すよう県として指示を出していただけないでしょうか。インフルエンザが同時流行した場合、従来の罹患後の登園許可証を求める患者が殺到したら現場の負担はますます増加します。また、そのような患者さんが新型コロナに同時罹患していた場合は非常にややこしいことになると思います。	インフルエンザ罹患後の治癒証明書、登校許可証につきましては、ひっ迫をした際には速やかにそのような呼びかけができるよう検討いたします。
7	② 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行について	小児のコロナワクチンについて、新潟市でも集団接種を進めてはいるかがでしょうか。	ご意見を新潟市に伝えていきたいと思います。 なお、新潟市では、7月から10月にかけて小児の集団接種を実施しておりました。
8	③ 診療・検査医療機関の公表・拡充等のお願いについて	すでに診察時間のすべてを検査時間にあてている場合、検査時間の拡充をどのように考えればよいでしょうか。	診療検査医療機関にご尽力いただきありがとうございます。今後の感染拡大によっては1.4万人の患者さんが想定されています。可能であれば診察時間そのものの延長についても、ご検討をいただければ幸いです。
9	③ 診療・検査医療機関の公表・拡充等のお願いについて	すでに県ホームページで公表している医療機関が対象患者や対応時間を拡充する届出の締め切りはいつでしょうか。	締め切り自体はございませんが、本説明会②で説明のように新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、できるだけ速やかにご検討いただけると幸いです。
10	③ 診療・検査医療機関の公表・拡充等のお願いについて	「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その77)」(令和4年9月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の問1において、令和4年10月31日までの間算定できることとされている二類感染症患者入院診療加算(250点)に関しては、他要件を満たせば電話やオンライン診療であっても請求できると考えてよいか。	※以下、関東信越厚生局新潟事務所からの回答です。 ⇒よい。(その54)
11	③ 診療・検査医療機関の公表・拡充等のお願いについて	「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その79)」(令和4年10月26日、厚生労働省保健局医療課)問1の(答)に記載のある、「④令和4年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、令和4年11月1日以降、診療・検査対応時間を1週間に8枠以上確保している場合。」というものは、令和4年10月31日以前から診療・検査対応時間を1週間に8枠以上確保していた場合は新たな対応時間の拡充なしに二類感染症患者入院診療加算(250点)を引き続き算定できるという理解でよいか。	※以下、関東信越厚生局新潟事務所からの回答です。 ⇒よい。
12	③ 診療・検査医療機関の公表・拡充等のお願いについて	1. 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その79)」(令和4年10月26日、厚生労働省保健局医療課)問1の(答)に「なお、「1週間に8枠以上」とは、各日の診療・検査対応時間を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの診療・検査対応時間が合計8枠以上に該当することをいう。」と記載があるが、「午前・午後の半日につき1枠とした際に、」の1枠というのは厳密な時間の長さは問わないという理解でよいか。例えば、9時～12時の午前診の後13時～14時で午後診を行っている場合、2枠としてカウントしてよいか。	※以下、関東信越厚生局新潟事務所からの回答です。 ⇒時間の長さは問わない。2枠としてカウントして良い。
13	③ 診療・検査医療機関の公表・拡充等のお願いについて	1. 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その79)」(令和4年10月26日、厚生労働省保健局医療課)問2の全体的な解釈として、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その77)」(令和4年9月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の問1において、令和4年10月31日までの間算定できることとされている二類感染症患者入院診療加算(250点)に関しては、条件付きで2月末までは250点を維持するが、3月については147点に減ずる。147点を算定する際、便宜的に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」(令和2年4月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の3に掲げる電話や情報通信機器による療養上の管理に係る点数(147点)の項目を利用する、という考え方でよいか。	※以下、関東信越厚生局新潟事務所からの回答です。 ⇒貴見のとおり。
14	③ 診療・検査医療機関の公表・拡充等のお願いについて	「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その79)」(令和4年10月26日、厚生労働省保健局医療課)問3の(答)に「季節性インフルエンザに対応する体制を有している保険医療機関であって、」との記載があるが、「季節性インフルエンザに対応する体制」とは具体的に何を指すのか。	※以下、関東信越厚生局新潟事務所からの回答です。 ⇒特に規定はない。インフルエンザに関する診療が行える体制があること。

## 今冬の同時流行に備えた診療・検査医療機関の公表・拡充等についての説明会 (20221104)に係るQ&amp;A

No.	項目	質問	回答
15	③ 診療・検査医療機関の公表・拡充等のお願いについて	「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その79)」(令和4年10月26日、厚生労働省保健局医療課)問3の(答)に「当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間又は土曜日若しくは休日の3時間以上電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行うことが可能な体制を有している場合。」との記載があるが、このことはどのように確認する予定かご教示いただきたい。	※以下、関東信越厚生局新潟事務所からの回答です。 ⇒体制を有していれば算定可能。届出を求めているので逐一確認は行わないが、体制を有していないことが何らかの形で判明すれば返還いただくこととなる。
16	④ 診療・検査医療機関の公表・拡充等の具体の手続きについて	先日新規の届出をしましたが、届け出後に受付しましたという連絡はいただけるのでしょうか。ハースのIDなどの発行はどのようにすればよろしいのでしょうか。	受けつけた旨のご連絡はメールで行わせていただいているところです。現在、多数の医療機関から新規・変更届を頂戴していることもあり、お時間を頂戴しております。大変申し訳ございません。IDにつきましては、管轄の保健所にご連絡をお願いいたします。
17	④ 診療・検査医療機関の公表・拡充等の具体の手続きについて	診療検査医療機関です。昨年変更届を提出した時、1か月後くらいに変更が書面で送られてきました。その後、本年8月にも変更があったため、提出したのですが指定通知書の変更がまだ届いておりません。今回10月も更なる変更の申請をしました。指定通知書はいただけるのでしょうか。	指定通知書を書面でお送りしていましたが、今年度、新規・変更届の件数がかかり多く、書面の送付が遅れている状態です。受付の旨は取り急ぎメールで送らせていただいております。その後、順次書面でお送りさせていただいている状況です。大変申し訳ございません。
18	④ 診療・検査医療機関の公表・拡充等の具体の手続きについて	発熱外来を拡張したとしてもスタッフが濃厚接触者となり勤務できないことも時々あり、時間を短縮せざるを得ない場合もあります。そういった場合、一時的に公表時間より短くしてしまってもよいのでしょうか。	このような場合はやむを得ないことと考えております。受診相談センター等からの案内等の都合もございますので、一時的に短縮する際にはご連絡をいただくと幸いです。
19	④ 診療・検査医療機関の公表・拡充等の具体の手続きについて	発熱検査外来の変更ですが、新潟県医療情報ネットワークのようにネット上で変更ができるようになりますか。	現在、発熱外来(診療・検査医療機関)の新規・変更届については、メールもしくはFAXでお受けしているところです。ネット上での変更の検討については、今後の検討課題とさせていただきます。
20			
21			
22			
23			
24			
25			